

豊橋市内部統制基本方針

地方自治法第 150 条第 2 項の規定に基づき、豊橋市役所における内部統制に関する基本方針を次のとおり定めます。

今後は、この基本方針に基づき、内部統制を整備し、運用していきます。

第 1 内部統制の目的と基本方針

1. 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務プロセスの手順、ルール等を明確化するとともに、必要に応じて見直しを行い、効率的かつ効果的な業務の遂行を図ります。

2. 財務報告等の信頼性の確保

リスクの程度に応じたチェック機能を整備し、財務報告や政策の実施状況に関する報告等に重要な影響を及ぼす可能性のある情報について、信頼性の確保を図ります。

3. 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等の周知徹底及び内部モニタリング体制の強化を図ることにより、業務の執行における法令等の遵守の確保を図ります。

4. 資産の保全

市が保有する資産の現状や課題を把握し、有効に活用し、また、正当な手続に基づき取得、処分及び管理を行い、適正な資産及び情報の保全を図ります。

第 2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とします。

第 3 内部統制推進体制

市長を内部統制の総括的な責任者とし、全庁的に内部統制体制の整備及び運用を推進します。

令和 2 年 4 月 1 日

豊橋市長 佐原 光一